

平成 22 年度第 2 回統計委員会（議事録要旨）

日時：平成 23 年 3 月 25 日(金)

場所：兵庫県民会館 3 階 304 号室

1. 県機関統計調査の指定及び匿名データの作成について

特記事項なし

2. 報告事項及び意見交換

(1) 兵庫県版 G P I（真の進歩指標）の推計について（事務局）

特記事項なし

(2) 兵庫県観光 G D P について（事務局）

<説明>

- ・本県では観光 GDP を平成 22 年度から正式に推計し公表している。観光 GDP は国際基準である「T S A（Tourism Satellite Account）」に基づいて試算されており、観光に関する施策の立案や、観光産業の動向を知ることができる。また、県では、平成 2 年度から平成 21 年度まで時系列化して、観光に関する動向が把握できるよう整理している。
- ・推計内容としては旅行中の宿泊費、旅行前後の旅行用品の購入、さらに、産業連関表を使って旅行に係る需要がもたらす経済波及効果の計算を行う。
- ・観光 GDP の精度を高めるためには、全国値等を按分するのではなく、個々の地域データを積み上げていくことが必要である。

<質疑応答>

（委員）

- ・「兵庫県観光 GDP の推計」中の「観光消費額項目別推移」の積み上げグラフ（スライド 15 枚目）によると、兵庫県は宿泊費の割合が少ないが、これはどういうことか。

（事務局）

- ・大阪を起点とする方が京都、奈良、神戸など、どの方面にも足を延ばしやすく、神戸で宿泊するより便利であるためと考えられる。

(3) 地域力指標について

特記事項なし

(4) 県民への地域統計の活用方法について（事務局）

<説明>

- ・統計データ利用の問題点として、次の 4 点が挙げられる。まず、全国レベルのデータは存在するが、市町村別など地域単位の月次・年次別のデータが少ないこと、次に、公表時期が遅く、知りたい時に最も必要な最新データを見ることができないこと、三つ目に、集計方法については予め行政により決められた画一的な方法で集計しているため、研究者が「オーダーメイド集計」¹により集計したいと考えても、許認可が煩雑であること、最後に、ホームペー

¹ オーダーメイド集計とは、統計法に基づき、学術研究の発展や、高等教育の発展に資することを目的として、委託に応じて、統計調査から集められた情報を利用して統計等を作成し提供すること。

（出典）総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp/info/tokumei/index.htm>）

ジ上に公表されている多くの統計が新しいものであり、古いデータや詳細なデータを見たい場合は、紙ベースの統計書に頼らざるを得ないことである。

- ・統計データ活用に向けた検討課題として次の3点が挙げられる。

統計データを探し・使い・作成する場合の課題

統計情報を学び・知る場合の課題

統計データに親しんでもらう工夫づくり

- ・今後取り組むべき具体的な検討項目は次の4点が挙げられる。

統計データをより分かりやすく説明するコメントづくり

統計の視覚化への取り組み

統計表データの整理

地図データの活用

<質疑応答>

(委員)

- ・報告いただいた方向性で、概ねよい。しかし、官公庁のホームページを見ていると、全体として、見づらくセンスが悪いと思う。それゆえに余計に「とっつきにくい」印象を与えているのではないか。10年毎に実施されているアメリカのセンサスのページは、工夫が凝らされて大変分かりやすい。広告業界出身者やグラフィックデザイナーなどが参加し、かなり力を入れてページづくりに取り組んでいるので、大変センスがよい印象を受ける。役に立つ情報・データづくりも必要であるが、それ以前に、もっと統計に興味をもってもらいページづくりに取り組んで欲しい。

(事務局)

- ・ホームページの規格は、県全体で統一されているが、ホームページの見やすさは検討課題である。学生には「このデータはこう活用できる」、一般の人には「このデータはこのように役に立つ」など、ホームページを介した情報提供をする必要があると考える。また利用者と一緒に利用方法を考える方法も検討する必要がある。

(委員)

- ・例えば、家庭における二酸化炭素排出量が計算できるように、様々なデータを組み合わせ、グラフや図表ができるプログラムがあれば、もう少し興味をもってもらえるのではないか。
- ・県庁だけでは人的も財的にも限界があるので、もっと民力に目を向けるべきと考える。東日本大震災に伴い計画停電が実施されているが、自宅が停電対象かを検索するソフトウェアを民間が即座に作って公表した。民間で考案された良いソフトウェアやアイデアを国が採用する流れができつつあり、こうした民力の活用も一案であろう。また、一般からのリクエストやニーズを収集し、それを整理した上で検討した方が、より実態に則したものができるのではないか。
- ・平成10年度より学習指導要領に「ゆとり教育」が導入され、それ以前の学習内容の3割がカットされ、統計に関わる教育も大半がカットされた。小・中・高等学校を通じて、統計に関する教育がほとんど行われていない。
- ・しかし、平成23年度以降段階的に導入される新しい学習指導要領では、算数・数学における統計に関する内容が増えている。小学校から高等学校まで統計が必修となったため、センター試験でも出題の対象となる。さらに、単に内容が増えただけでなく、数学で初めてパソ

コンを使ってもよいという方針も盛り込まれた。

- ・学習指導要領では、「身近なデータを整理する」のみならず、「身近なデータを活用すること」に重点が置かれるようになったが、現状は困難である。小・中・高等学校において、信頼できるデータの収集源とは、「生徒・児童間で互いに聞きあって収集する」もしくは「官公庁の統計データを収集する」のいずれかになる。
- ・教育現場では統計データをうまく活用できていないのが実状であろう。そのため、県としては、データの具体的な活用方法について情報提供する必要がある。
- ・たとえば、統計データは「こういうふうに使える」「そのデータは、このホームページ・資料を見るとよい」など、教員向けの統計セミナーを開催することも必要であろう。

(事務局)

- ・県としては教育現場の支援として、教員向けのセミナーや、教育現場で先進的に取り組んでいる教員の講演を交えたシンポジウム実施、総務省が毎年開催している「統計教育者研修」への参加を促進する必要があると考えている。

以上